

【情報提供】 子どもが消毒液・除菌剤を使用する場合の注意喚起

厚生労働省子ども家庭局保育課

今般、保育所に通う子どもが、手指消毒のためのアルコール消毒液をなめ、急性アルコール中毒となり、搬送された例が発生したとの報道がなされたところです。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/4630317cdb6a7cd1c311313f614ac1d07476c17e>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童も日常的に消毒液や除菌剤などを使用する状況が続いており、保育所だけでなく、日常においても同様の事故が発生している旨、消費者庁・国民生活センター等に寄せられています。

これらの情報を受け、消費者庁において、子どもが消毒液・除菌剤を使用する場合の取扱いについて注意喚起がなされていますので情報提供いたします。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20220228/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220228/)

保育所等において消毒液・除菌剤を使用する場合は、

- ・子どもの手の届かないところに保管すること
- ・職員など大人の監視下で使用させること

等に留意いただき、子どもが安全に利用するために十分に配慮いただけるよう、管内の保育所へ周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局におかれては、市区町村への周知についてもお願いいたします。

-----  
厚生労働省 子ども家庭局保育課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5253-1111 (内線 4839)

03-3595-2542 (直通)

FAX: 03-3595-2674  
-----